

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 長瀬玉淀自然公園線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三沢字広町二〇二七番二地先まで	秩父郡皆野町大字三沢字藤ノ木一七九〇番一地先から同郡同町大字	区 間
一一・四四〇二六・一六	四・五六〇一五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一、〇〇六・二九		延長 (メートル)
		備 考